

## 短期入所サービスを認定有効期間のおおむね半数を超えて利用する場合の取扱いについて

短期入所生活（療養）介護サービス（以下、「短期入所サービス」という。）は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであるとの観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのものです。

居宅サービス計画書に短期入所サービスを位置づける場合、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスの利用日数が、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。（関係法令：厚労省令第38号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

しかし、機械的な運用を求めるものではなく、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを位置付けることが可能であるとされています。

このことから、短期入所サービスを認定有効期間のおおむね半数を超えて利用する必要がある場合においては、次のとおり取り扱うことになりました。

### 1. 提出時期

- ① 短期入所サービスの長期利用が見込まれる時（利用開始時）
- ② 利用が認定有効期間のおおむね半数を超える見込みがある月の前月（20日まで）
- ※ 支給限度日数及び支給限度基準額を超えて利用者が全額自己負担した短期入所サービスの日数は含まれません。

### 2. 提出書類

- ① 認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用を必要とする理由書
- ② 第1表～第7表（但し、利用開始時は第1～4表まで）
- ※ サービス担当者会議には、十分に検討した結果の判断である旨の記録をお願いします。

項 目		提出書類		
		利用開始時	半数を超える見込みがある月の前月（20日まで）	
第1表	居宅サービス計画表（1）	○	○	半数を超える見込みのある月の前月分までに作成したもの
第2表	居宅サービス計画表（2）			
第3表	週間サービス計画表			
第4表	サービス担当者会議の要点			
第5表	支援経過記録	/	○	認定有効期間開始から半数を超える見込みのある月の前月分まで
第6表	サービス利用票		○	半数を超える見込みのある月分
第7表	サービス利用票別表			

### 3. 提出先

〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地  
美馬市役所 長寿・障がい福祉課（地域包括支援センター） 電話 0883-52-5613